

合併後の認定施設制度（日本高気圧潜水医学会専門医制度規則）について

- 認定施設の申請及び更新の基本事項は以下のとおりです。

- （１） 旧学会の認定施設は日本高気圧潜水医学会の認定施設に移行する。
- （２） 初回更新時は旧所属学会制度の必要単位等の条件で更新審査を行う。
- （３） 次の更新からは合併後の新制度基準で更新審査を行う。
- （４） 合併後新規に認定施設の申請をする場合は、最初から新制度の条件で審査する。

- 新制度における資格申請条件は以下のとおりです。

第 9 章 高気圧酸素治療の認定施設の資格

第 16 条 本会は、次の各項の条件を満たしており、専門医の育成にふさわしい高気圧酸素治療施設を、認定施設として認定する。

1. 当該施設の責任者は原則として本会が認定した専門医であること
2. 本会が認定した専門技師が勤務していること
3. 当該施設が高気圧酸素治療安全協会に加入していること
4. 年間 10 症例もしくは年間 50 回以上の治療を実施していること

第 10 章 高気圧酸素治療の認定施設の審査及び認定

第 17 条 高気圧酸素治療の認定施設の認定を得ようとする施設は、申請書類を安全対策委員会に提出しなければならない。

第 18 条 安全対策委員会は申請の都度、申請書類を審査してその結果を代表理事に報告する。

第 19 条 代表理事は、安全対策委員会の報告に基づき、認定施設として適格と認めた施設を、理事会の議を経て認定し、認定証書を交付する。

第 11 章 高気圧酸素治療の認定施設の認定更新

第 20 条 高気圧酸素治療の認定施設の認定有効期間は交付の日から 3 年とする。引き続き認定施設の認定を得ようとする施設は、その更新の手続きを行わなければならない。

第 21 条 安全対策委員会は、毎年 1 回、認定施設の更新申請書類を審査し、その結果を代表理事に報告する。

第 22 条 代表理事は、安全対策委員会が認定施設として、更新を適切と認めた施設を、理事会の議を経て認定し、認定証書を交付する。

第 12 章 高気圧酸素治療の認定施設の認定喪失

第 23 条 高気圧酸素治療の認定施設は次の各項の理由によりその認定を喪失する

1. 高気圧酸素治療の認定施設の認定を辞退したとき
2. 第 16 条に定める条件に該当しなくなったとき
3. 高気圧酸素治療の認定施設の認定を更新する手続きが行われなかったとき